

## 2018年7月号 非上場株式の譲渡における税金について

### 1. 概要

フィリピンの非上場企業の株式を譲渡するにあたっては、以下、該当する全ての税金の支払が必要です。

- ・ Documentary Stamp Tax (印紙税/以下、DST)
- ・ Capital Gain Tax (譲渡益課税/以下、CGT)
- ・ Donor's Tax (寄付金課税)

これら全ての税額を適切に支払う事でBIRに対してCertificate Authorizing Registration(以下、CAR)の発行手続申請を行う事が可能となり、CAR取得後SECに株主変更の届け出をすることが可能です。

### 2. DSTについて

DSTの税率は譲渡する株式の額面価額に対して0.75% (200ペソにつき1.5ペソ)です。納税期限は株式譲渡契約の翌月5日です。

### 3. CGT

CGTの税率は、フィリピン内国法人および個人については、譲渡益に対して15%の税率が、非居住外国法人については、10万ペソまでは5%、10万ペソを超える部分については10%です。納税期限は譲渡契約日から30日以内です。

また、CGTは日比租税条約に規定されている条件を満たせば免税の適用が可能ですが、免税の適用には、事前にBIRからの承認(ルーリング)を取る必要があります。当該承認の取得には通常、数年を要するため、免税申請を行わないケースが多いです。

### 4. Donor's Tax

譲渡価格が時価よりも低い場合には、その差額が寄付とみなされ課税対象となる可能性があります。これは内国歳入法に定めのある「公正市場価値が移転の対価の額を超える場合は、贈与とみなされる」との規程から来ています。

税率は、25万ペソを超える金額については6%であり、納税期限は取引日から30日以内とされています。

Donor's Taxの金額算定にあたっては、Fair Market Value (FMV)、いわゆる時価の算定が重要です。時価の算定にあたっては、直近の財務諸表における純資産価額に加えて、主要な固定資産の時価を加味する必要があります。固定資産の時価の算定にあたっては、固定資産税納税書記載の市場価格、公示路線価格および第三者評価額のいずれか高い方を選択する必要があります。以下、BIRが発表している例を添付します。

	簿価	納税書上の 市場価格	公示路線価	第三者評価	いずれか 高い方	調整額
土地 A	2,000,000	2,500,000	5,000,000	6,000,000	6,000,000	4,000,000
土地 B	2,000,000	2,200,000	4,000,000	3,500,000	4,000,000	2,000,000
建屋 C	1,000,000	2,400,000	-	3,000,000	3,000,000	2,000,000
建屋 D	500,000	2,000,000	-	1,950,000	2,000,000	1,500,000
合計	<b>5,500,000</b>				<b>15,000,000</b>	<b>9,500,000</b>

この記事は2018年7月現在の情報を基に執筆されたものであり、内容の正確性については細心の注意を払っておりますが、保証をするものではありません。最新情報及び具体的な相談に関してはお問い合わせください。

上記3つの税額を適切に支払わなければ、株主の変更手続を完了させることが出来ません。その為、適切な税額を納付する事に注意が必要です。

#### 会社紹介

---

#### **P&A グラントソントン ジャパンデスク** (担当：松下、川原田、吉岡)

現在約300社の日系企業へサービスを提供。現地経営者、フィリピンマーケットへ進出を検討している日本企業の皆様へより、業務に深く関わったサービスを提供するべく日本窓口1名を含む計4名の日本人が対応しています。

#### **P&A グラントソントン**

1988年 Benjamin R. Punongbayan と Jose G. Araullo によって設立。現在は、Chairman & CEO である Ma. Victoria Espano が指揮の元フィリピン TOP4 規模の会計会社として、主にフィリピン企業の顧客を始め、外国企業のフィリピン進出増加と共に、日系企業へのサービスも提供。2018年現在パートナー21名、社員850名の体制で構成されており、インターナショナルファームの一つである、Grant Thornton (グラントソントン) と提携し、そのノウハウを活かしながら、クオリティの高いサービスを、大手顧客から、ミッドサイズ、外国企業、スタートアップ企業まで幅広い顧客層へ提供しています。

#### **お問い合わせ：**

P&A グラントソントンジャパンデスク (松下、川原田、吉岡)

Email : [Japan.Desk@ph.gt.com](mailto:Japan.Desk@ph.gt.com)

代表 HP [www.grantthornton.com.ph](http://www.grantthornton.com.ph)

日本語会計・税務記事 : [www.grantthornton.com.ph/newsroom/japan-desk/](http://www.grantthornton.com.ph/newsroom/japan-desk/)

---

この記事は2018年7月現在の情報を基に執筆されたものであり、内容の正確性については細心の注意を払っておりますが、保証をするものではありません。最新情報及び具体的な相談に関してはお問い合わせください。

---

© P&A Grant Thornton. All right reserved. P&A Grant Thornton is the Philippine member firm of Grant Thornton International Ltd (GTIL). GTIL and the member firms are not a worldwide partnership. Services are delivered by the member firms independently.